

序章 計画の策定に当たって

1 本計画の位置付け

(1) 計画策定の目的・役割

○『大和町都市計画マスタープラン』は、「大和町第四次総合計画」に掲げる将来目標の実現に向けて、都市づくりの基本方針や都市整備の目標等を明らかにするもので、町民や事業者の皆さんとの協働により進めていく都市づくりの指針となるものです。

『大和町都市計画マスタープラン（以下「本計画」という）』は、「大和町第四次総合計画」の基本理念やテーマのもと、本町の掲げる将来目標の実現に向けて、都市づくりの基本方針や都市整備の目標等を明らかにするものです。また、都市づくりの実現に向けて、町民や事業者の皆さんと町がともに考え、協働で取り組んでいく都市づくりの指針となるものです。

本計画は、将来目標実現のための個別の細かな事業そのものを直接決めるものではありませんが、今後、以下に示す都市計画は、本計画に即して進めることとなります。

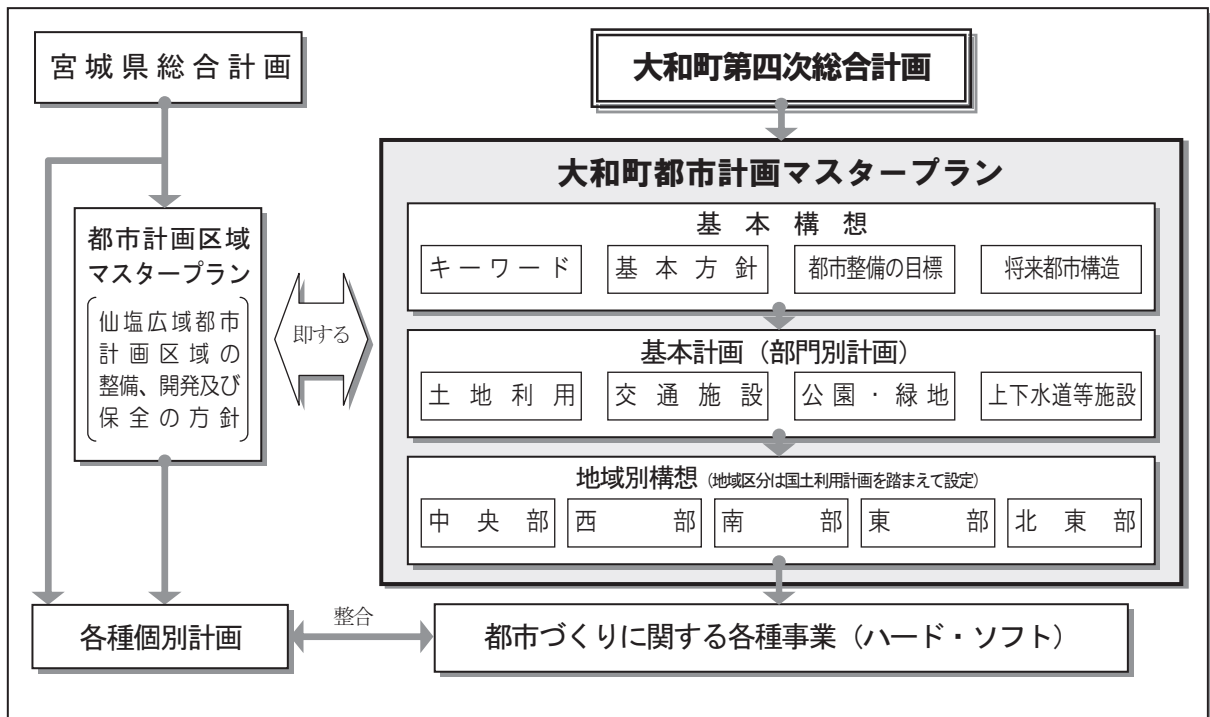
【都市計画法*で定める都市計画の内容】

- 区域区分*一法第7条：市街化区域及び市街化調整区域
- 地域地区一法第8条：用途地域、特別用途地域等
- 促進区域一法第10条の2：土地区画整理促進区域、市街地再開発促進区域等
- 都市施設*一法第11条：交通施設（道路、駐車場等）、公共空地（公園、緑地等）、供給施設または処理施設（上下水道、ごみ焼却場等）、水路（河川等）、その他の施設（学校、市場等）
- 市街地開発事業一法第12条：土地区画整理事業、市街地再開発事業等
- 市街地開発事業予定区域一法第12条の2：市街地開発事業や都市施設*等の予定区域
- 地区計画*等一法第12条の4：地区計画、集落地区計画等

(2) 計画の構成

本計画は、下図に示すように、基本構想、基本計画（部門別計画）及び地域別構想の3つの構想・計画で構成します。

【計画の構成】



(3) 計画の目標年次と対象区域

- 「大和町第四次総合計画」と整合を図り、平成35年（西暦2023年）を計画の目標年次とします。
- 大和町全体での一体的かつ効率的な都市づくりを基本とし、町全域を計画の対象区域とします。

本計画は、「大和町第四次総合計画」と整合を図り、平成35年（西暦2023年）を目標年次とします。

また、大和町全体での一体的かつ効率的な都市づくりを進めることができるように、町全域を計画の対象区域とします。

なお、本計画に位置付ける事業の全てが目標年次である平成35年までに完了するものではありません。また、本計画は、今後の社会・経済情勢や町民ニーズ*の変化等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行い、都市計画の指針としての性格を維持できるようにするものとします。